

主催 医療観察法と被害者の会
(通称:がじゅもりの会)

～置き去りにされる被害者～

第2回

医療観察事件における 被害者の関与と 情報へのアクセスを 考える シンポジウム

YouTube
配信します

6/25当日
同時配信
(申込不要)



* アーカイブ動画配信は
シンポジウム終了後、
2～3日後から
期間限定公開予定です。
HPをご確認ください



2024年

6/25 火

17:30～20:00

会場 日本弁護士連合会東京弁護士会講堂クレオB・C
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館2階
東京メトロ霞ヶ関駅 B1b出口直通 B1a出口すぐ

定員 100名

お申込 会場参加希望の方は事前登録が必要です。
右フォームよりご登録ください。
※当日受付で参加名簿にお名前があるか確認いたします。
あらかじめご了承ください。



シンポジウムにあたって

医療観察法の施行から約19年。被害者や遺族の権利利益に関する制度は依然として限定的にしか認められていません。近年進んできた犯罪被害者支援施策からも取り残されています。不条理なこの状況を変えられないかと3年前私達はがじゅもりの会を発足し、活動を重ねてきました。

2回目となる今回のシンポジウムでは海外の制度(特にイギリス)との比較や指定入院医療機関の取り組みなどから医療観察法をより深く掘り下げて問題点に迫ります。多くの皆様にご参加いただき、被害者の状況の改善に向けて考える機会にしたいと思います。



シンポジウムのお問い合わせはこちらまで:

問い合わせ先 sympogaju2024@gmail.com



赤い羽根福祉基金 特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」

プログラム

17:00 開場



17:30 開会挨拶

17:35 「医療観察事件被害者と刑事裁判被害者の現状の比較」

医療観察法と被害者の会 濱口 文歌（弁護士）

17:50 「医療観察審判における被害者の地位（または立場）」

村山 浩昭 氏（元裁判官、弁護士）

18:20 「内省プログラムによる対象行為の振り返り
精神症状を持つ対象者の内省深化の困難さ」

鈴木 敬生 氏

（国立精神・神経医療研究センター病院 臨床心理部 主任心理療法士）

18:50 休憩

19:00 「精神障害犯罪による被害者の支援ーイギリスとの比較」

川本 哲郎 氏

（元同志社大学法学部教授 全国被害者支援ネットワーク 監事
京都犯罪被害者支援センター 副理事長）

19:30 「被害者の声を要望書にのせて」

20:00 閉会（予定）

医療観察制度とは

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害の為に善悪の区別がつかない等刑事責任を問うことができない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）をした者に対して適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的として設けられた制度です。

がじゅもりの会について

医療観察法と被害者の会（通称：がじゅもりの会）は精神疾患を持つ加害者から被害を受けた被害者本人、遺族及び支援者からなる団体です。

当会の代表は、2019年2月25日、児童養護施設長をしていた夫を刺殺されました。加害者は心神喪失を理由に不起訴となり、代表を含む遺族は以降事件について知ることができなくなりました。

その後、2021年に当会を結成。医療観察事件の被害者や遺族の権利利益に関する法制度の拡充のため、2021年7月と2023年11月に国に要望書を提出したほか、調査研究等の活動を行ってきました。

がじゅもりの会HP ▶ <https://www.iryokansatsuhohigaisha.jp>



このシンポジウムは赤い羽根福祉基金特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」の助成を受けて実施しています



赤い羽根福祉基金 特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」